

## 平成30年9月末における少年非行等の概況

生活安全部

### ◎ 非行少年等の状況

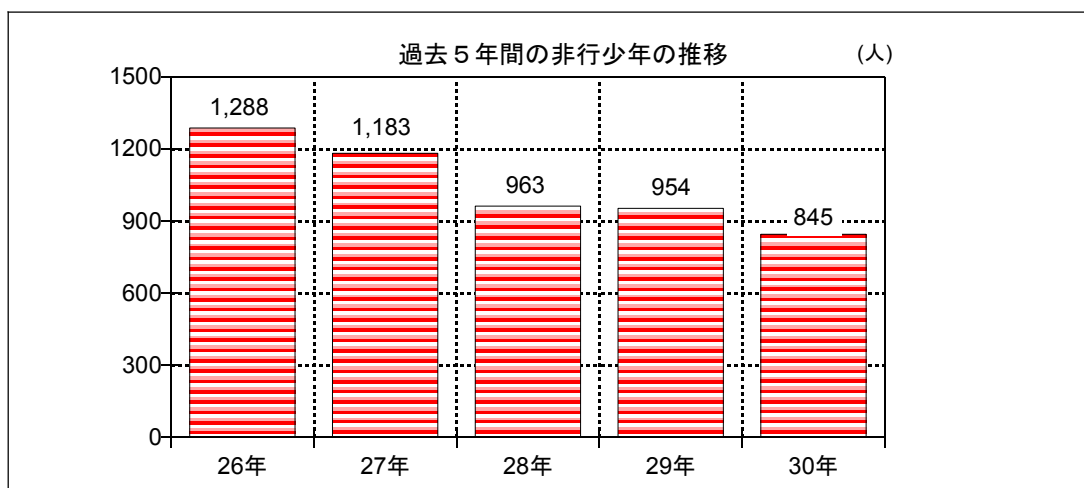
非行少年は845人で、前年同期比109人(11.4%)減少した。刑法犯少年は741人で111人(13.0%)減少、特別法犯少年は104人で3人(3.0%)増加した。

不良行為少年は1万1,822人で、前年同期比1,407人(10.6%)減少した。

刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は24.2%で、前年同期比2.2ポイント減少した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯			
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年			
総 数	30年	845	741	483	258	104	99	5	11,822
	29年	954	852	531	321	101	93	8	13,299
	増 減 (%)	-109 (-11.4)	-111 (-13.0)	-48 (-9.0)	-63 (-19.6)	3 (3.0)	6 (6.5)	-3 (-37.5)	-1 (-100.0)
う ち 女 子	30年	187	170	94	76	17	17		3,220
	29年	165	142	65	77	22	20	2	3,578
	増 減 (%)	22 (13.3)	28 (19.7)	29 (44.6)	-1 (-1.3)	-5 (-22.7)	-3 (-15.0)	-2 (-100.0)	-1 (-100.0)

- ※ 犯 罪 少 年… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触 法 少 年… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年… 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 不良行為少年… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかない、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 刑 法 犯… 「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に規定する罪
- 特 別 法 犯… 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪(条例に規定する罪を含む。)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が483人（65.2%）で、このうち万引きが346人（71.6%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち 万引き					
30年	741	5	88	483	346	12	23	130
29年	852	11	94	545	397	8	24	170
増減 (%)	-111 (-13.0)	-6 (-54.5)	-6 (-6.4)	-62 (-11.4)	-51 (-12.8)	4 (50.0)	-1 (-4.2)	-40 (-23.5)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、小学生が180人（24.3%）、中学生が160人（21.6%）、高校生が224人（30.2%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	741	1	623	180	160	224	59	77	40
29年	852		704	209	227	200	68	94	54
増減 (%)	-111 (-13.0)	1	-81 (-11.5)	-29 (-13.9)	-67 (-29.5)	24 (12.0)	-9 (-13.2)	-17 (-18.1)	-14 (-25.9)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が36人（34.6%）と最も多い。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
30年	104	11	36	9	2	6	4	5		31
29年	101	11	28	9	1	2	1	10	2	37
増減 (%)	3 (3.0)	0	8 (28.6)	0	1 (100.0)	4 (200.0)	3 (300.0)	-5 (-50.0)	-2 (-100.0)	-6 (-16.2)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は8人で、中学生が1人、有職少年が4人、無職少年が3人であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	8	1		1			4	3	
29年	3	1			1		1	1	
増減 (%)	5 (166.7)	0		1 (100.0)	-1 (-100.0)		3 (300.0)	2 (200.0)	

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

## ◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

### ○ 福祉犯の検挙人員

福祉犯の検挙人員は203人で、前年同期比30人(12.9%)減少した。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	203	4	104	77	4	1	13
29年	233	18	101	90	12	3	9
増減 (%)	-30 (-12.9)	-14 (-77.8)	3 (3.0)	-13 (-14.4)	-8 (-66.7)	-2 (-66.7)	4 (44.4)

### ○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が94人（58.0%）と最も多い。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	162	2	94	52	2	1	11
29年	156	13	73	52	8	2	8
増減 (%)	6 (3.8)	-11 (-84.6)	21 (28.8)	0 (-75.0)	-6 (-50.0)	-1 (-50.0)	3 (37.5)

### ○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、小学生38人（23.5%）、中学生25人（15.4%）、高校生74人（45.7%）であった。

	総 数								
	未就学	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	162	1	141	38	25	74	4	9	11
29年	156	2	128	9	42	76	1	13	13
増減 (%)	6 (3.8)	-1 (-50.0)	13 (10.2)	29 (322.2)	-17 (-40.5)	-2 (-2.6)	3 (300.0)	-4 (-30.8)	-2 (-15.4)